

実用新案の費用

(中野特許事務所 御苑オフィス 料金表)

2019年6月6日

中野特許事務所 弁理士 中野 寛也
TEL 03-6274-8515 h.nakano@nifty.ne.jp

(ご注意) 料金の試算例は、あくまでも目安です。本紙作成時点の印紙代に基づく試算ですが、印紙代は、改定されることがあります。また、料金体系は、予告なく変更されることがあります。最新の料金体系は、弊所の御苑オフィスのホームページ (<http://nakano-firm.net/> ; キーワード=「弁理士 中野」でネット検索可) を開き、上部メニューの「料金」をクリックしてご確認ください。

	実用新案権取得に至るまでの標準的な手続の流れ	通常価格での試算例	中小企業・個人・大学等の非営利団体向け価格での試算例	
1 相談	自分の考えたアイデアが権利化できるものなのか、出願する価値があるのか等の相談です。 出願に至った場合には、それまでの相談は、無料です。 また、出願に至らなかった場合でも、各事案につき初回の相談は、原則として無料です。2回目以降の相談は、原則として1時間当たり7,000円(税抜)です。			
2 先行技術調査	無駄な投資を避けるために、出願前に先行技術調査が必要となります。先行技術調査は、特許庁ホームページから無料のデータベース(J-PlatPat)にアクセスし、ご自身で行うことができます。ご自身の取り扱う技術分野や周辺技術分野についての動向調査になるという観点からも、人員的・時間的に余裕がある場合には、先行技術調査は、ご自身で行うことをお勧めします。調査のやり方は、弊所の御苑オフィスのホームページ (http://nakano-firm.net/ ; キーワード=「弁理士 中野」でネット検索可) を開き、上部メニューの「Faq」をクリックしてご参照頂けます。 弊所に先行技術調査をご依頼される場合の料金は、下記の通りです。 ・特許庁の無料のデータベース(J-PlatPat)を使用し、出願明細書に記載するために必要な関連分野の先行技術文献を抽出する程度の簡易調査(1~2時間程度の検索作業)は、出願に至った場合は、無料です。なお、この簡易調査は、やらないよりは、やったほうがましという程度のものであります。一方、簡易調査をした結果、よく似ている先行技術が抽出された等の理由により、出願を断念した場合には、15,000円(税抜)となります。この場合、抽出した先行技術文献を提示しますが、調査報告書は作成しません。 ・より詳細な調査を行い、調査範囲や調査方法を明示した調査報告書を作成する場合の調査費用は、内容や程度に応じ、50,000円(税抜)~となります。繁忙期には、調査会社に外注する場合があります。なお、調査範囲の当たりを付ける等の調査の初期の段階で、極めて似ている先行技術文献が抽出された場合には、その時点で調査を打ち切り、調査費用を減額することもできます。			
3 出願時	<ul style="list-style-type: none"> 基本手数料 <ul style="list-style-type: none"> ＜通常価格＞ 160,000円 ＜中小企業・個人・大学等＞ 128,000円 タイプ代(1頁は、40文字×50行です。) <ul style="list-style-type: none"> ＜通常価格＞ 6,000円/頁 ＜中小企業・個人・大学等＞ 4,800円/頁 図面作成代 <ul style="list-style-type: none"> ＜通常価格＞ 4,800円/枚 ＜中小企業・個人・大学等＞ 3,800円/枚 以上に消費税8%がかかります。 印紙代(出願料) 14,000円 印紙代(第1~3年分の登録料) (2,100円+請求項の数×100円)×3年 <p>以上のトータルの上限金額(印紙代込、消費税込)</p> <ul style="list-style-type: none"> ＜通常価格＞ 480,000円 ＜中小企業・個人・大学等＞ 380,000円 <p>但し、書類の頁数が50を超える極めて複雑・難解・大容量の場合(ごく稀に発生します。)には、ご相談させていただきます。</p> <p>※請求項の追加による加算手数料はありません。 ※要約書作成手数料、オンライン手数料の請求はありません。 ※出願前にアイデアを公開していた場合には、新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続が必要となり、その手数料として21,000円(税抜)の費用が追加で発生します。 ※お客様の事情により出願を中止することになった場合には、作業の進捗の度合いに応じ、費用を請求させていただきます。例えば、出願書類の原稿を完成させた後に、出願を中止した場合には、8割の費用を請求させていただきます。 ※特許の場合とは異なり、基本的には、出願を行うだけで登録され、実用新案権が発生しますので、出願審査請求や中間処理の手続はありません。また、成功謝金の請求もありません。</p>	<p>【A】 簡単な日用品等の場合</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明細書及び請求の範囲の頁数=5 ・図面の枚数=3 ・請求項の数=5 	<p>【A】</p> <p>160,000 +6,000×5頁 +4,800×3枚 +16,352 (消費税) +14,000 (印紙代) +(2,100+5×100)×3 (印紙代) =242,552円 (税込)</p>	<p>【A】</p> <p>128,000 +4,800×5頁 +3,800×3枚 +13,072 (消費税) +14,000 (印紙代) +(2,100+5×100)×3 (印紙代) =198,272円 (税込)</p>
		<p>【B】 一般的な物品の場合</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明細書及び請求の範囲の頁数=10 ・図面の枚数=5 ・請求項の数=5 	<p>【B】</p> <p>160,000 +6,000×10頁 +4,800×5枚 +19,520 (消費税) +14,000 (印紙代) +(2,100+5×100)×3 (印紙代) =285,320円 (税込)</p>	<p>【B】</p> <p>128,000 +4,800×10頁 +3,800×5枚 +15,600 (消費税) +14,000 (印紙代) +(2,100+5×100)×3 (印紙代) =232,400円 (税込)</p>
		<p>【C】 複雑な機械・制御装置等の場合</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明細書及び請求の範囲の頁数=15 ・図面の枚数=6 ・請求項の数=5 	<p>【C】</p> <p>160,000 +6,000×15頁 +4,800×6枚 +22,304 (消費税) +14,000 (印紙代) +(2,100+5×100)×3 (印紙代) =322,904円 (税込)</p>	<p>【C】</p> <p>128,000 +4,800×15頁 +3,800×6枚 +17,824 (消費税) +14,000 (印紙代) +(2,100+5×100)×3 (印紙代) =262,424円 (税込)</p>

4 権利維持	<p>実用新案権の存続期間は、出願から10年です。従って、第4年目以降も、特許庁に登録料（印紙代）を支払えば、権利維持が可能です。印紙代は、下記の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4～6年分の登録料 毎年 6,100円+請求項の数×300円 (例えば、請求項の数5の場合：毎年7,600円) ・第7～10年分の登録料 毎年 18,100円+請求項の数×900円 (例えば、請求項の数5の場合：毎年22,600円) <p>登録料の納付手続は、毎年、1年分ずつ支払うこともできますが、複数年分をまとめて支払うこともできます。弊所手数料は、1回の納付につき、10,000円（税抜）です。これに加え、上記の登録料（印紙代）が必要となります。</p> <p>なお、登録料（印紙代）を支払わなかった場合には、その時点で実用新案権は消滅します。従って、出願から10年間は必ず登録料を支払い続けなければならないということではなく、技術の陳腐化、製品の販売や開発の中止等の理由、あるいは費用対効果の観点等から、自らの選択で、登録料を支払わずに権利を消滅させることができます。</p>		
-----------	--	--	--

<特許との主な相違点>

①登録の対象

実用新案は、「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に登録の対象としていますので、方法、医薬や化学物質等の材料自体、プログラムは、登録することができません。

②権利の存続期間

実用新案権の存続期間は、出願日から10年であり、特許権の存続期間の半分です。

③実体審査がない

実用新案では、方式要件および公序良俗等の基礎的要件を満たせば登録されますので、特許庁の審査官による実体審査はありません。このため、特許の場合のような出願審査請求はなく、そのための費用は必要ありませんし、特許の場合のように審査官の拒絶理由通知に対して応答する中間処理もなく、そのための費用も必要ありませんから、登録に至るまでの費用は、特許の場合よりも安いです。

④権利の有効性が不明

実用新案では、特許の場合とは異なり、特許庁の審査官による実体審査を経ずに登録されます。従って、登録されても権利が有効なものか否かは不明です。このため、権利行使する場合には、特許庁に対し、実用新案技術評価の請求を行い、その評価書を提示して警告をしなければなりません。要するに、登録までは安価にできるものの、いざ権利行使をしようとすると、結局、あとから費用がかかることとなります。但し、権利行使の必要性が生じる確率は、それ程高くはありませんので、考え方次第です。

また、権利行使や警告をした場合において、無効審判で権利が無効になったときには、良い評価が得られた評価書に基づき権利行使や警告をしたり、その他相当の注意をもって権利行使や警告をした場合を除き、権利者が損害賠償責任を負うこととなります。このため、特許権の場合に比べ、実用新案権の権利行使には、より高度な注意義務が課せられていることとなります。要するに、特許の場合に比べ、権利行使には困難性が伴います。

⑤出願時に第1～3年分の登録料を納付する

実用新案は、特許庁の審査官による実体審査を経ることなく登録されますので、出願と同時に、第1～3年分の登録料（印紙代）を支払います。これは、出願料とは別の印紙代です。

以上